

京都市市町村体制づくり支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、厳しい財政状況におかれている市町村が財政健全化を推進し、自立した行財政運営の実現を図る取組を支援するため、市町村（京都市を除く。以下同じ。）、京都市市長会又は京都府町村会（以下「市町村等」という。）が実施する事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象となる市町村等の要件は、知事が別に定める。

(交付金の交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかに該当するものであって、交付金の交付を受けようとする年度に実施するものとする。

- (1) 行財政改革等による市町村体制づくりの推進に資する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

- (1) 他の府補助金等の交付を受ける事業
- (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債を財源とする事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から事業効果が市町村等の自立的な行財政運営を推進するために直接資するものではないと認められる経費を除いた額とする。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、市町村等の自主性を尊重しつつ、交付基礎額（原則として、交付対象経費（特定財源を控除した後の額）の概ね2分の1を目安とする。）の合計額以内において決定するものとする。

(市町村体制づくり計画書及び事業予定調書の提出並びに内示)

第6条 交付金の交付を受けようとする市町村等は、市町村体制づくり計画書（以下「計画書」という。）及び事業予定調書を提出しなければならない。

2 前項に規定する計画書及び事業予定調書の様式並びに提出期日は、知事が別に定める。

3 知事は、計画書及び事業予定調書を受理したときは、当該計画書及び事業の内容を審査し、交付金を交付することを適当と認める場合は、交付金の額の内示を行うものとする。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(流用)

第8条 交付された交付金は、各事業が適切に実施される範囲において、各事業間での流用を行うことができる。ただし、あらかじめ次条に規定する申請書を提出し、規則第9条に規定する知事の承認を受けなければならない。

(変更の承認申請)

第9条 市町村等は、次に掲げる変更が生じたときは、速やかに別記第2号様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 交付金の総額の増減

(2) 事業目的、内容等の大幅な変更

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、交付金の交付の決定があった年度の翌年度の4月15日までに、提出しなければならない。

(実施状況報告、事後評価及び公表)

第11条 市町村等は、策定した計画の実施状況を知事へ報告するとともに、交付金が交付された事業の自己評価を行い、その結果を知事へ報告しなければならない。

2 前項に規定する報告の様式及び期日は、知事が別に定める。

3 知事は、市町村等における計画の実施状況、交付金の充当状況及びその成果達成状況を公表するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

(交付金と地方債の適用関係)

第13条 この交付金は、地方債が活用できる事業については、原則として、当該地方債を充当した後の市町村等の負担額に対し交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の交付金から適用する。